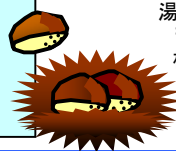




雄物川上流



No.196 発行日 平成22年10月29日
国土交通省 東北地方整備局
湯沢河川国道事務所 十文字出張所
〒019-0522
横手市十文字町字西上38-3
TEL 0182-42-0109
FAX 0182-42-2881

三関小学校の皆さんがカヌーに挑戦!

9月10日(金)、秋田パドラーズ主催のカヌー教室が酒蔭船着場で開かれました。
三関小学校の皆さんは、ライフジャケットを身につけ、2人乗りのカヌーに乗り、気持ち良さそうに川を下っていました。
またカヌー同士が接触したり、草の覆い茂る岸に入ってしまったりとカヌーを操作することに悪戦苦闘しながらも、楽しんでいるようでした。



いざ出発!



息を合わせて...



ぶつかっちゃった!

大雄中学校生徒さん来所

9月30日(水)に横手市立大雄中学校の生徒さんが、総合学習の一環として十文字出張所に来所しました。

はじめに雄物川に関する基礎知識の話を聞き、雄物川の水質状況の変化や雄物川に棲む貴重な魚類などについて、また川に捨てられたゴミの惨状について学習されました。

学習時間は1時間程という短い時間でしたが、熱心に職員の話聞いていました。

このように雄物川や皆瀬川に関する質問等がございましたら、いつでもお気軽に十文字出張所にお問い合わせ下さい。



ひどいゴミの山! 不法投棄撤去作業を行いました!

河川敷に不法投棄されたゴミの撤去作業を、9月29日(水)に湯沢市角間地区で、10月24日(日)に湯沢市山田地区で行いました。

両日とも湯沢保健所、湯沢市、住民の方など40名以上が集まり、一緒に作業しました。

角間地区では重機を使って、不法投棄のゴミなどを撤去しました。不法投棄された自転車やストーブ、錆びついたドラム缶などの大きなゴミがたくさん捨てられていました。

不法投棄は犯罪です。法律で罰せられます。

絶対に不法投棄をしないで下さい。

角間地区



山田地区

トタンや鍋なども...

【不法投棄の罰則】

■河川法 第29条違反

→ 3ヵ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条違反 → 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金